

様式第1号①（第6条関係）

令和 年 月 日

島根県知事 様

島根県私立高等学校等及び私立高等学校等専攻科奨学のための給付金受給（変更）申請書

次の4点を確認のうえ、☑を付け、誓約欄に署名してください。

- この申請書の記載内容は、事実と相違ありません。
- この申請書に虚偽の記載があった場合は、島根県の求めに従いその全額を即時返還します。
- 私は島根県以外の都道府県に奨学のための給付金（高校生等奨学給付金）の申請は行っておりません。
- この申請の対象となる高校生等は、児童福祉法による児童入所施設措置費（見学旅費又は特別育成費（母子生活支援施設の高校生等を除く））の支弁対象ではありません。

誓約欄	申請者（保護者等）氏名
-----	-------------

確認のうえ、必ずチェックを付けてください。（申請者は全員）

島根県私立高等学校等奨学及び私立高等学校等専攻科のための給付金の受給を（変更）申請します。

申請者（保護者等） 住所・連絡先	〒	—	ふりがな	
	TEL ( )	—	申請者 (保護者等) 氏名	
高校生等との関係	親権者・未成年後見人・未成年後見人である里親・主たる生計維持者 ・生徒本人・その他 ( )			

※連絡先は、日中に連絡が取れる電話番号を記載してください。申請書の内容について連絡をさせていただく場合があります。

【1. 対象となる高校生等について】

ふりがな			生年月日	昭和	年	月	日
生徒氏名				平成			
在学する学校	学校名		設置区分	私立			
	学校の種類・課程・学科		在学期間	平成	年	月	日～基準日
	学校の所在地	都道府県	市区町村	<input type="checkbox"/> 通信制			
				<input type="checkbox"/> 専攻科			
			<input type="checkbox"/> 上記以外				
高等学校等 における 過去の在学期間	学校名	立	平成・令和 年 月 日 ～平成・令和 年 月 日	学校の種類・課程・学科	在学中に給付金を受給した回数		
					なし 1回 2回 3回 4回 不明		
					<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>		
	学校名	立	平成・令和 年 月 日 ～平成・令和 年 月 日	学校の種類・課程・学科	在学中に給付金を受給した回数		
				なし 1回 2回 3回 4回 不明			
				<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>			

(同じ学校に1年生、2年生又は3年生の兄弟・姉妹がいる場合)

ふりがな			生年月日	昭和	年	月	日
生徒氏名				平成			
在学する学校	学校名		設置区分	私立			
	学校の種類・課程・学科		在学期間	平成	年	月	日～基準日
	学校の所在地	都道府県	市区町村	<input type="checkbox"/> 通信制			
				<input type="checkbox"/> 専攻科			
			<input type="checkbox"/> 上記以外				
高等学校等 における 過去の在学期間	学校名	立	平成・令和 年 月 日 ～平成・令和 年 月 日	学校の種類・課程・学科	在学中に給付金を受給した回数		
					なし 1回 2回 3回 4回 不明		
					<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>		
	学校名	立	平成・令和 年 月 日 ～平成・令和 年 月 日	学校の種類・課程・学科	在学中に給付金を受給した回数		
				なし 1回 2回 3回 4回 不明			
				<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>			

→【2. 保護者等の収入の状況について】（裏面）へ進んでください。

【2. 保護者等の収入の状況について】

ア. 生業扶助受給世帯

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助（高等学校等就学費）を受給していることが分かる証明書を提出します。（☑を付けてください。→生業扶助受給世帯は記載終了）

生業扶助（高等学校等就学費）を受給していることが分かる証明書

イ. 道府県民税所得割及び市町村民税所得割非課税世帯

(2) 次の者の課税証明書等を提出します。（①から⑥までのいずれかに☑を付けてください。）

①	<input type="checkbox"/>	<b>親権者（両親）2名分</b> 未成年（18歳未満）であり、親権者（両親）が2人存在する場合
②	<input type="checkbox"/>	<b>親権者1名分</b> （親権者が、一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合は、その者を除く。） ・離婚、死別等により親権者が1名の場合 ・親権者が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の課税証明書等を提出できない場合 等
③	<input type="checkbox"/>	<b>未成年後見人（ ）名分</b> 親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合（未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分） ※未成年後見人が、法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除く。
④	<input type="checkbox"/>	<b>生徒の生計をその収入により維持している者（主たる生計維持者）2名分</b> 入学時点又は在学中に成人した場合で、成人する直前の未成年の時点から申請の時点までに生計を維持する者に変更がない場合
⑤	<input type="checkbox"/>	<b>生徒の生計をその収入により維持している者（主たる生計維持者）1名分</b> ・入学時点又は在学中に成人した場合で、未成年の時点で親権者が1人だった場合 ・入学時点又は在学中に成人した場合で、未成年の時点で親権者又は未成年後見人が存在しなかった場合 ・未成年であるが、親権者又は未成年後見人が存在しない場合 ・成人に達しているが主たる生計維持者が存在する場合 等
⑥	<input type="checkbox"/>	<b>生徒本人</b> 親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合 等

(3) 次の理由により、課税証明書等を提出しません。

所得確認の対象が生徒本人（親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合）であるが、未成年で道府県民税所得割及び市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ていない場合

(4) 課税証明書等を添付する者の氏名及び生徒との続柄（(3)の場合は記載不要）

氏名	生徒との続柄	氏名	生徒との続柄

※(2)及び(3)に該当する場合は、下記内容を確認のうえ、☑を付けてください。

私の世帯は、認定基準日において、生活保護法（平成25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助は受給していません。

**確認のうえ、必ずチェックを付けてください。（道府県民税所得割及び市町村民税所得割非課税世帯のみ）**

→ 対象となる高校生等（生徒本人）以外に15歳（中学生を除く）以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる場合は「3. 扶養親族等の状況について」へ進んでください。

【3. 扶養親族等の状況について】（非課税世帯のみ記入してください。）

※認定基準日において、対象となる高校生等（生徒本人）以外に15歳（中学生を除く）以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる場合に、15歳以上23歳未満の兄弟姉妹について記入してください。

→ 扶養誓約書（様式第7号）を添付してください。

世帯員の状況	続柄	氏名	生年月日	職業・学校名学年等	課程	奨学給付金の申請の有無	備考
					<input type="checkbox"/> 通信制 <input type="checkbox"/> 専攻科 <input type="checkbox"/> 上記以外	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
					<input type="checkbox"/> 通信制 <input type="checkbox"/> 専攻科 <input type="checkbox"/> 上記以外	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
					<input type="checkbox"/> 通信制 <input type="checkbox"/> 専攻科 <input type="checkbox"/> 上記以外	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	

※「続柄」欄は、対象となる高校生等（生徒本人）を基準としてください。（対象となる高校生等が2人以上いる場合は、年上の高校生等を基準としてください。）

## 記入上の注意

### 【1. 対象となる高校生等について】の欄は次によって記入してください。

- イ 「在学期間」について、現在通っている学校の在学期間について、記入してください。また、過去に高等学校等に在学したことがある場合には、当該学校の在学期間についても「高等学校等における過去の在学期間」の欄に記入してください。
- ロ 「高等学校等」とは、国公私立の高等学校（専攻科を含む）、中等教育学校の後期課程（専攻科を含む）、高等専門学校（第1学年から第3学年まで）、専修学校及び各種学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるもの並びに、国公私立の高等学校及び中等教育学校の後期課程の専攻科の学科のうち、大学への編入学基準を満たす課程又は国家資格者養成課程を有するものをいいます。
- ハ 「学校の種類・課程・学科」の欄には、「①高等学校（全日制）」、「②高等学校（定時制）」、「③高等学校（通信制）」、「④高等学校（専攻科）」、「⑤中等教育学校（後期課程）」、「⑥中等教育学校（専攻科）」、「⑦高等専門学校（1～3学年）」、「⑧専修学校（高等課程）昼間学科」、「⑨専修学校（一般課程）昼間学科」、「⑩専修学校（高等課程）夜間等学科」、「⑪専修学校（一般課程）夜間等学科」、「⑫専修学校（高等課程）通信制学科」、「⑬専修学校（一般課程）通信制学科」、「⑭各種学校（外国人学校）」、「⑮各種学校（その他）」の別を記入すること。

### 【2. 保護者等の収入の状況について】の欄は、次によって記入してください。

- イ 保護者とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいい、次の①～⑤は除きます。
  - ①児童福祉法第33条の2第1項、第33条の8第2項又は第47条第2項の規定により親権を行う児童相談所長
  - ②児童福祉法第47条第1項の規定により親権を行う児童福祉施設の長
  - ③法人である未成年後見人
  - ④民法第857条の2第2項に規定する財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人
  - ⑤その他生徒の就学に要する経費の負担を求めることが困難と認められる保護者
- ロ (1)に該当する場合は、認定基準日において生業扶助（高等学校等就学費）受給していることが分かる証明書を提出してください。
- ハ (2)②に該当するとするときは、必ず「親権者」全員の状況を確認のうえ、記入してください。  
(2)②の「家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の課税証明書等を提出できない場合」とは、例えば、ドメスティックバイオレンス、養育放棄等の事情が存在する場合は該当します。この「家庭の事情によりやむを得ず、親権者の課税証明書等を提出できない場合」は、(2)⑤及び⑥並びに(3)の「親権者が存在しない場合」に含まれます。
- ニ (2)①、③又は④に該当するときは、保護者全員の所得に関する書類（課税証明書・非課税証明書等）を添付してください。
- ホ (2)⑤又は⑥に該当するときは、生徒本人又は主として生徒の生計をその収入により維持している者（医療保険各法（注）における扶養者等）の所得に関する書類を添付してください。また、主として生徒の生計をその収入により維持している者がいるかどうかについて確認できる書類（扶養誓約書）を添付してください。  
(注) 医療保険各法とは、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法をいう。

### 【3. 扶養親族等の状況について】の欄は、次によって記入してください。

15歳（中学生を除く。）以上23歳未満の扶養者については、扶養を確認できる書類（扶養誓約書）を添付してください。

## 留意事項

- イ 過去に国公私立を問わず高等学校等（修業年限が3年未満のものを除く。）又は高等学校等専攻科を卒業し又は修了したことがある場合には、奨学のための給付金の受給資格はありません。
- ロ 2つ以上の課程に在学している場合は、いずれか1つの課程を選んで申請をしてください
- ハ 認定基準日現在、児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について（令和5年5月10日こ支家第47号）による措置費等の支弁対象となる高校生等であって、見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設の高校生等を除く。）が措置されている場合は、給付対象外となります。